

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和4年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

中央公園固形状一般廃棄物収集業務特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、中央公園固形状一般廃棄物収集業務に適用する。
- 2 施行か所は、別添図のとおりとする。
- 3 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び業務に従事する従事者並びに業務に使用する許可車両を定め、所定の様式で業務に着手する前に届け出ること。現場責任者、従事者又は使用車両に変更があった時も同様とする。
- 4 業務内容
 - (1) 固形状一般廃棄物収集業務は、下記の事項を留意の上、行うこと。
 - ① 公園の中の廃棄物処理は、定められた回数以上集積してある廃棄物（不法投棄を含む）を分別し、可燃ごみは市焼却施設、プラスチックごみは市が指定する焼却施設、不燃ごみは市埋立地に搬入すること。また、再生可能な紙類等資源ごみは分別処理後、民間再生ルートで再生処理すること。
なお、処分に要する費用は、受注者の負担とする。
 - ② 業務完了後は、1日ごとに廃棄物の重量を記録し、1か月にまとめて、翌月10日までに発注者に報告すること。
 - (2) 業務は、委託期間中次に掲げる日を除いて、毎日行うこと。
 - ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③ 1月3日
- ※ 別紙1のとおり
- 5 業務は、公園等の施設及び樹木に損傷を与えないように注意し、特に公園利用者、観光客に迷惑を及ぼさないように行うこと。
- 6 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の月間報告書とし、受注者は所定の完了報告書に写真（月6回以上各集積所の収集前、収集後を撮影）を添えて、翌月10日までに発注者に提出するものとする。
また、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）までとする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。
- 7 受注者は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときには、その賠償の責を負わなければならない。
- 8 本仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。

※ 中央公園固形状一般廃棄物収集業務内訳表

単位：回数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	25	23	26	25	26	24	25	24	27	23	22	26	296



